

第8回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：平成27年2月26日（木）

13:30～15:00

場所：伊勢市役所4階4-4会議室

（伊勢市岩淵1丁目7番29号）



協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会委員

宇治山田港湾整備促進協議会
 NPO法人社みなとまち再生グループ
 伊勢湾漁業協同組合
 伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
 伊勢市大湊町振興会
 伊勢市神社港自治会
 伊勢市下野町自治区
 伊勢市通町公民館
 伊勢市一色町自治会
 伊勢市田尻町会
 伊勢市二見町今一色区
 三重県 県土整備部 流域管理課
 三重県 県土整備部 港湾・海岸課
 三重県 伊勢建設事務所
 伊勢市 都市整備部
 伊勢警察署 生活安全課
 鳥羽海上保安部
 国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
 国土交通省中部地方整備局 河川部
 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

▼ 議事の内容

① 前回までの協議事項・報告事項

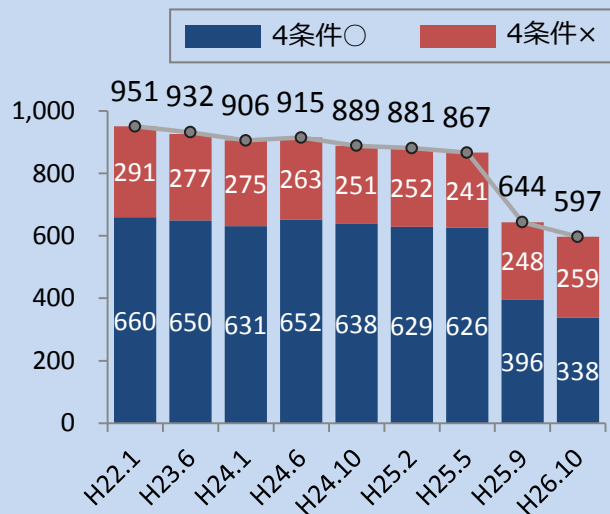
② 報告事項

▼ 現状施設の活用に向けた調査・調整結果



- 現状施設の活用を認める箇所
- 民間事業者を活用する箇所

▼ 係留船舶の変動（H22～H26）



- 4条件○ → 338隻
- 係留可能スペース → 304隻

➤ 34隻分の不足

※「4条件」とは協議会で合意した地区内での係留を受け入れる条件で、漁船法、小型船舶の登録等に関する法律に違反していないなどを条件にしている。

③ 協議・検討事項

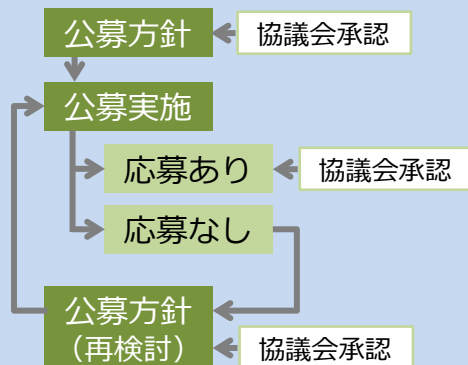
▼管理主体の選定について

1. 任意団体への許可

管理能力、責任能力があれば協議会の承認を得て許可する。

2. 公募による手法の検討

現状のままで管理を行うものを募集。平成29年度中の活用開始を目指す。



委員からのご意見

水質事故発生時などは、漁協の船が借り出され漁に支障が出ることもある。適切な管理ができる者を選定するようにしてほしい。

▼海の駅の拡張イメージ（案）

（宇治山田港湾整備促進協議会）

- 地域交流用スペース
- プレジャーボート対策用スペース
- みなとオアシスへの登録



▼規制の方針（港湾・河川）

- ◆ 港湾・・・受け入れ先の準備が整いしだい順次、放置等禁止区域に指定していく。
- ◆ 河川・・・河川法施行令の改正により放置等を禁止する物（船舶や桟橋など）及び範囲を指定し、違反した者には罰則が科せられるようになった。今後、既に指定している重点的撤去区域に重ねて指定する方針。

▼今後の方針

「5年で解決」を目標とする

- ◆ H29年度までに受入先を確保
- ◆ H30年から排除に向けた手続き

5年でゼロへのスケジュール

H27	H28	H29	H30	H31
現状施設の活用（公募による）			全区域の 不法係留船 排除	
・ 民間マリーナの拡張を期待 ・ その他新規施設の設置				

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- 現状施設の有効活用について、管理・責任能力のある任意団体への許可も模索しつつ、公募により管理者を募集する方法を検討する。
- 「5年で解決」を目標とし、平成31年度中の解決を目指す。
- 次回、協議会は平成27年7月開催予定とする。